

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 22 日現在

機関番号：33902

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2014～2015

課題番号：26884067

研究課題名(和文) ジョン・ロックを手がかりとする新しい社会契約論の構築

研究課題名(英文) The Development New Theory of Government based upon Locke's contract theory

研究代表者

小城 拓理 (Kojo, Takumichi)

愛知学院大学・総合政策学部・講師

研究者番号：10733040

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的はジョン・ロックの社会契約論に基づく新しい統治の理論を構築することである。そのために本研究ではこれまで批判の対象でしかなかったロックの暗黙の同意、すなわち統治下での居住の事実から推定される同意に着目した。その結果、ロックは暗黙の同意が成立するためには条件を、つまり統治は人種、民族、宗教、そして財産に関係なく全ての人に開かれた立法部を備えていなければならないという条件を課していることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to develop a new theory of government based upon Locke's contract theory. The study focuses upon the idea of tacit consent inferred from residence, which philosophers have criticized. It is argued that Locke imposes the condition that government construct a legislative in which all people can participate irrespective of race, nation, religion and socio-economic status.

研究分野：哲学・倫理学

キーワード：ジョン・ロック 社会契約論 所有権 民主主義 多文化主義 シティズンシップ マイノリティ リベラリズム

1. 研究開始当初の背景

グローバル化と国際化によって我が国には多様な出自を持つ人々が居住するようになっている。こうした中で統治のあり方が問われている。従来の倫理学においては、こうした統治の規範理論の代表が功利主義であった。実際、19世紀以降、功利主義は圧倒的な影響力を誇ってきた。しかし、第二次世界大戦後にジョン・ロールズが指摘したように、功利主義には重大な欠点がある。それは、人間の多様性に配慮できないという欠点である。というのも、功利主義は社会全体の幸福を重視するため、場合によっては民族的あるいは宗教的少数者(マイノリティ)の権利や利益を踏みにじる危険があるからである。以上のことを踏まえてロールズは功利主義に代わる新しい統治の規範理論として独自の社会契約論を打ち立てた。ところが、ロールズの案出した社会契約論とジョン・ロックに代表される古典的契約論には様々な違いがある。これは、ロックに対する批判をかわすためにロールズが施した変更による。

17世紀のイギリスで活躍したジョン・ロックの社会契約論は名誉革命後のイギリスはもちろん、アメリカ独立革命やフランス革命にも大きな影響を与えたとして高く評価されてきた。ところが、倫理学の議論においてロックの社会契約論は多くの批判を浴びてきた。特にヒュームはロックの用いる暗黙の同意という概念に痛烈な批判を浴びせた。ロックは、人間は統治下に居住することによってその統治に服従することに暗黙の同意を与えていると主張する。ヒュームは、このような主張は压制をも正当化しかねないと批判している。というのも、居住の事実から暗黙の同意が推定されるなら、統治下に居住している限り、どんな統治も正当化されてしまうからである。この批判はロック研究者の間ですら踏襲されており、倫理学におけるロックの現代的意義も否定する者も多い。こうして、その現実政治への影響力とは裏腹に、倫理学や政治哲学の領域ではロックの社会契約論は批判の対象としてのみ言及されるようになってしまった。以上のことに鑑みて、ロールズは古典的契約論に修正を施したのである。

2. 研究の目的

本研究の目的は国際化やグローバル化の波の中で、真の多文化共生を図るための新しい統治の規範理論の構築である。このとき本研究はロックの社会契約論に着目する。なぜなら、ロックの社会契約論は、一人一人の人間の契約という契機を重視するため、現代社会の多様性に配慮できる新しい統治の規範理論の可能性が見出されるからである。以上の研究が完成したあかつきには、新しい統治の規範理論の提出のみならず、現代倫理学におけるロックの社会契約論の再評価を迫るものともなる。

3. 研究の方法

(1)まず平成26年度ではロールズの社会契約論の研究を行う。ロールズは、功利主義では人間の多様性に配慮できないと批判し、社会契約論に基づく新しい統治の規範理論の構築を目指した。そこで本研究ではロールズ社会契約論を研究する。具体的にはロールズ社会契約論における成員資格、すなわち権利と義務の主体の条件を探究する。しかし、後述するように、ロールズの成員資格には欠点がある。そこで本研究ではウォルツァーの成員資格論を参照しつつ、ロールズの欠点をロックの社会契約論でもって補完することを提案する。具体的には、ロックにおける暗黙の同意という概念を究明することで、現代社会の多様性を包摂する新しい成員資格を主張する。

(2)平成27年度はロックの社会契約論研究を行う。ロックは居住の事実から推定される暗黙の同意によって統治下の人間は服従義務を負うとしていた。前述のようにこの暗黙の同意は長年批判されてきた。しかし、実のところロックは暗黙の同意を導出するためには統治は全ての人民に開かれた立法部の存在を条件としていた。それでは、そうした立法部に参加するための成員資格とはどのようなものであろうか。この問題を解くべく、本研究は従来顧みられてこなかった『統治二論』第一篇と遺稿を渉猟することで、ロックにおける成員資格を析出する。

4. 研究成果

(1)平成26年度はロールズ社会契約論の研究を行った。ロールズは功利主義では人間の多様性に配慮できないと主張した。そして、ロールズは功利主義に代わる統治の規範理論を提出するために社会契約論を援用する。ロールズはロックのような古典的契約論者が用いる自然状態という概念を換骨脱胎して原初状態という概念を創出する。ここで重要なのは、原初状態とはあくまでも思考実験の場だということである。つまり、原初状態とは合理的で利己的な人間が承認しうるような正義原理を探究する場なのである。だが、ここで特筆すべきなのは、功利主義は人間の多様性に配慮できないと批判していたロールズが、他方で人間の多様性を捨象することによって普遍的な理論構築を目指しているという事実である。

このような姿勢を批判し、人間の多様性に配慮するということは、正義が多様であることを認めることだとするのがウォルツァーである。ここでウォルツァーが着目するのが成員資格である。成員資格とは社会において一定の権利を保障され、義務を負う資格のことである。ウォルツァーはこれまでの倫理学においてはこの成員資格は注意を払われてこなかったとして、この問題の重要性を喚起

する。そして、成員資格の条件について詳細に論じている。これに対して本研究は、ウォルツァーの先見性は認めるものの、ウォルツァーの言う成員資格の条件は非常に厳しく、首肯できないと結論付ける。というのも、ウォルツァーは社会を構成する多数者への少数者の同化を前提にしているからである。具体的にはウォルツァーはアメリカを論じる際、アメリカを多文化社会とみなしつつも、その主要な文化や慣習をアングロ・サクソン系のもを自明視している。このような見方は受け入れがたいものと思われる。つまり、社会の多様性に配慮する必要性を説くウォルツァーの言説も、実のところは社会の多様性を包摂するものとなっていないのである。

(2)以上の研究を踏まえて平成27年度はロックにおける暗黙の同意を分析することで多様性を包摂する社会の成員資格の析出に取り組んだ。前述のように、ロックは居住の事実から暗黙の同意を導出している。ここで問題となるのは、そうした暗黙の同意が推定されるのはどのような人間であるのかということである。言い換えると、統治下において権利と義務の主体になるための条件、すなわち成員資格とはどのようなものなのかという問いである。これに関してロックにおける成員資格は私有財産の多寡によると長年みなされてきた。ロックが長らく富裕層の利益の擁護者とされてきた所以はここにある。例えばその立法部に即して言うならば、ロックは高額納税者しか選挙権を得られないような立法部を構想していたと考えられてきた。しかし、従来の研究はもっぱら『統治二論』第二篇のみの読解に拠るものと思われる。そこで本研究は、従来は顧みられてこなかった『統治二論』第一篇はもちろん、ロックの遺稿を渉猟することで、ロックにおける成員資格の実相に迫った。

その結果、本研究は以下二つのことを突き止めた。第一に、ロックにおけるコモンウェルス、すなわち国家は私有財産の保護だけでなく、生命や自由といった他のものも保護するものだということである。換言すれば、ロックにおける財産とは狭義の私有財産だけでなく、広義のものも包含するものなのである。第二に、そうであるがゆえに、ロックにおける成員資格は従来考えられてきたよりもはるかに広いということである。つまり、国家の成員資格は富裕層に限定されるものではなく、事実上、統治下に居住する全ての人間を包含するものなのである。

以上のことは従来のロック解釈を刷新するものであると同時に、現代社会の変革を促すものでもある。というのも、ロックの社会契約論によると立法部は暗黙の同意の推定のためには立法部が被治者全員に開かれていなければならない、つまり、被治者全員が立法部に立候補あるいは選挙で投票できなければならないということである。だが、民

主主義を標榜するどんな国においても立法部が被治者全員に開かれたことはこれまでただの一度も無い。どの国においても立法部への参加要件として人種、性別そして国籍などを限定し、常に被治者の一部を排除してきた。しかし、このような措置は人間の生来の自由と平等を前提とするロックからすると不当であり、参加を拒まれる少数者が不満を爆発させるのは必定であろう。以上の研究により、現代の統治は全ての被治者に開かれた立法部の設置を義務付けられることになるだろう。換言すれば、立法部は、人種、民族、宗教、国籍にかかわらず、全ての人間が参加できるものでなければならないのである。そうして初めて統治下の人間は暗黙の同意を与えたと解することができるのである。ロックの社会契約論は、倫理学のみならず、現代社会をも変革しうる可能性を秘めているのである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

小城拓理、成員資格と文化的同化 ウォルツァーを手がかりに、実践哲学研究、査読有、第37巻、2014、20-41

〔学会発表〕(計2件)

小城拓理、ジョン・ロックの権利論について、第3回 Meta and Normative Ethics Research Meeting、2016年1月24日、熊本大学(熊本県・熊本市)

小城拓理、ロックの権利論、『権利の哲学入門』構想発表会、2015年10月24日、東京大学(東京都)

〔図書〕(計1件)

小城拓理、社会評論社、権利の哲学入門(田上孝一編)、2016、印刷中

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：

番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等
<http://tkojo.jimdo.com/>

6. 研究組織
(1) 研究代表者

小城 拓理 (KOJO, Takumichi)
愛知学院大学・総合政策学部・講師
研究者番号：10733040

(2) 研究分担者 ()

なし
研究者番号：

(3) 連携研究者 ()

なし
研究者番号：

(4) 研究協力者

林 誓雄 (HAYASHI, Seiyu)

佐藤 岳詩 (SATO, Takeshi)